

# 日本証券業協会の自主規制について

令和2年12月21日

日本証券業協会  
自主規制本部長 松本 昌男

# 目 次

- I. 日本証券業協会について
  - I - 1 日本証券業協会の機能・目的
  - I - 2 日本証券業協会への加入
- II. 日本証券業協会の自主規制ルールについて
  - II - 1 証券取引・証券業務に係るルールの階層
  - II - 2 主な自主規制ルール
  - II - 3 自主規制ルールに関する会議体について
  - II - 4 自主規制ルールの制定・改廃プロセスについて
- III. 自主規制ルールの効果について
  - III - 1 研修について
  - III - 2 監査の概要について
  - III - 3 協会員に対する監査の実施状況について
  - III - 4 協会員に対する処分について
  - III - 5 協会員等の役職員に対する処分について
- IV. トラブル解決に向けた取組みについて
- V. 消費者に向けた取組みについて
- VI. プリンシプルベースの視点での自主規制の見直し

## ．日本証券業協会について

### - 1 日本証券業協会の機能・目的

#### ➤日本証券業協会の沿革

1940年～1941年	1 府県 1 団体を基準に各地に証券業協会を設立
1973年 7 月	複数の地域に分かれていた証券業協会を統合し、「社団法人日本証券業協会」を設立 －東京に本部を、全国に10の地区協会を設置
1992年 7 月	証券取引法の改正に伴い、民法上の社団法人から、証券取引法上の認可法人に改組、名称を「日本証券業協会」に変更
2007年 9 月	金融商品取引法の施行に伴い、同法第67条の2 第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた、日本で唯一の認可金融商品取引業協会となる

#### ➤日本証券業協会の目的

##### 定款第 6 条（目的）

本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

# . 日本証券業協会について

## - 1 日本証券業協会の機能・目的

---

### 金融商品取引法上求められる定款の必要記載事項

- 規則の作成に関する事項(金商法67条の8・1項・10号)
- 協会員の有価証券の売買に関する事項 (金商法67条の8・1項・11号)
- 協会員に対する監査に関する事項(金商法67条の8・1項・14号)
- 協会員に対する処分等に関する事項(金商法68条の2)
- 協会員の役職員の資質の向上に関する事項(金商法67条の8・1項・9号)
- 投資者からの苦情の解決及びあっせんに関する事項(金商法67条の8・1項・11号)

\* 定款の制定・変更には内閣総理大臣の認可が必要

# 日本証券業協会について

## - 2 日本証券業協会への加入

---

### ➤ 協会員の資格

金融商品取引法第68条第2項

- 認可協会は、その定款において、第5項に定める場合を除くほか、金融商品取引業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。ただし、金融商品取引業者の地理的条件又は業務の種類に関する事由により、協会員の加入を制限する場合は、この限りではない。

金融商品取引法第68条第5項

- 認可協会は、その定款において、法令…その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は認可協会若しくは金融商品取引所から除名…の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

### ➤ 協会への加入

金融商品取引法第29条の4第1項

- 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき…は、その登録を拒否しなければならない。

四 第一種金融商品取引業…にあつては、次のいずれかに該当する者

- 二 協会…に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則…に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

# 日本証券業協会について

## - 2 日本証券業協会への加入

### ▶ 日本証券業協会の協会員（金商法第68条第1項）

日本証券業協会（以下、本協会という。）の協会員は、金融商品取引業者及び登録金融機関（登録金融機関業務を行う範囲）に限る。

① 会 員 (268社)	証券会社 （金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（店頭金融先物取引等及び第3条第7号二に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。）を行う者（特定業務会員を除く。）。）
② 特定業務会員 (17社)	特定店頭デリバティブ・クラウドファンディング・商品先物のみ （金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務又は金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う者）
③ 特別会員 (201機関)	登録金融機関（銀行・生保・損保など） （登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかわるものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかわるものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。）

\* 協会員数は、2020年11月11日時点

・ 日本証券業協会の自主規制ルールについて  
- 1 証券取引・証券業務に係るルールの階層

法令	金融商品取引法 政府令 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 法令解釈Q & A、ノーアクションレターなど
自主規制	定款 自主規制規則 統一慣習規則 紛争処理規則 規則に関するガイドライン 規則に関するQ & A コンプライアンスレター 社内規程モデル・約款モデル 営業ルール照会制度による照会事項及び回答 その他協会員への通知文書 など

# 日本証券業協会の自主規制ルールについて

## - 2 主な自主規制ルール

### ▶ 本協会の主な自主規制ルール

#### 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（昭和50.2.19制定）

（目的）

協会員が行う有価証券の売買等に係る勧誘、顧客管理等について適正化を図ること

（主な内容）

- 顧客の適正な属性把握のため、顧客カードの作成
- リスクの高い商品・取引に関し、勧誘開始基準、取引開始基準、注意喚起文書の交付、確認書の徴求
- 高齢顧客に対する勧誘に関する社内管理体制の整備
- 内部者登録カードの作成、内部者取引に関する社内管理体制の整備
- 過当勧誘の防止、顧客管理体制の整備 等

#### 協会員の従業員に関する規則（昭和49.11.14制定）

（目的）

協会員の従業員に対する監督責任を明らかにし、投資者の保護に資すること

（主な内容）

- 従業員の禁止行為及び不適切行為
- 従業員の採用、法令等の違反者への対応及び処分

# ・日本証券業協会の自主規制ルールについて

## - 2 主な自主規制ルール

### 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（昭和49.11.14制定）

（目的）

協会が行う広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、投資者の保護に資すること

（主な内容）

- 広告等の表示又は景品類の提供を行う場合の基本原則
- 広告等の表示又は景品類の提供を行う場合の事前審査
- 「広告等に関する指針」の策定

### 社債券の私募等の取扱い等に関する規則（平成29.2.14制定）

（目的）

協会が行う私募等の取扱い等において、市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、投資者の保護に資すること

（主な内容）

- 社債券の審査、モニタリング、顧客への情報提供
- 勧誘開始基準

### 協会員の外務員の資格、登録等に関する規則（平成4.7.14制定）

（目的）

外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、投資者の保護に資すること

（主な内容）

- 外務員の登録義務、外務員資格
- 外務員の登録の拒否、処分、登録の抹消
- 外務員の研修

\* 本協会は、内閣総理大臣から外務員の登録に関する事務（外務員の処分を含む）の委任を受けている。

# . 日本証券業協会の自主規制ルールについて

## - 2 主な自主規制ルール

### 個人情報保護に関する指針（平成17.2.9制定）

#### （目的）

協会員の証券業務等における個人情報の適正な取扱いの確保のために、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるもの

#### （主な内容）

- 利用目的の特定、個人情報の取得に関する同意の形式、第三者提供の制限
- 個人情報保護宣言の策定、本協会への報告

\*本協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体

### 金融商品仲介業者に関する規則（平成16.3.17制定）

#### （目的）

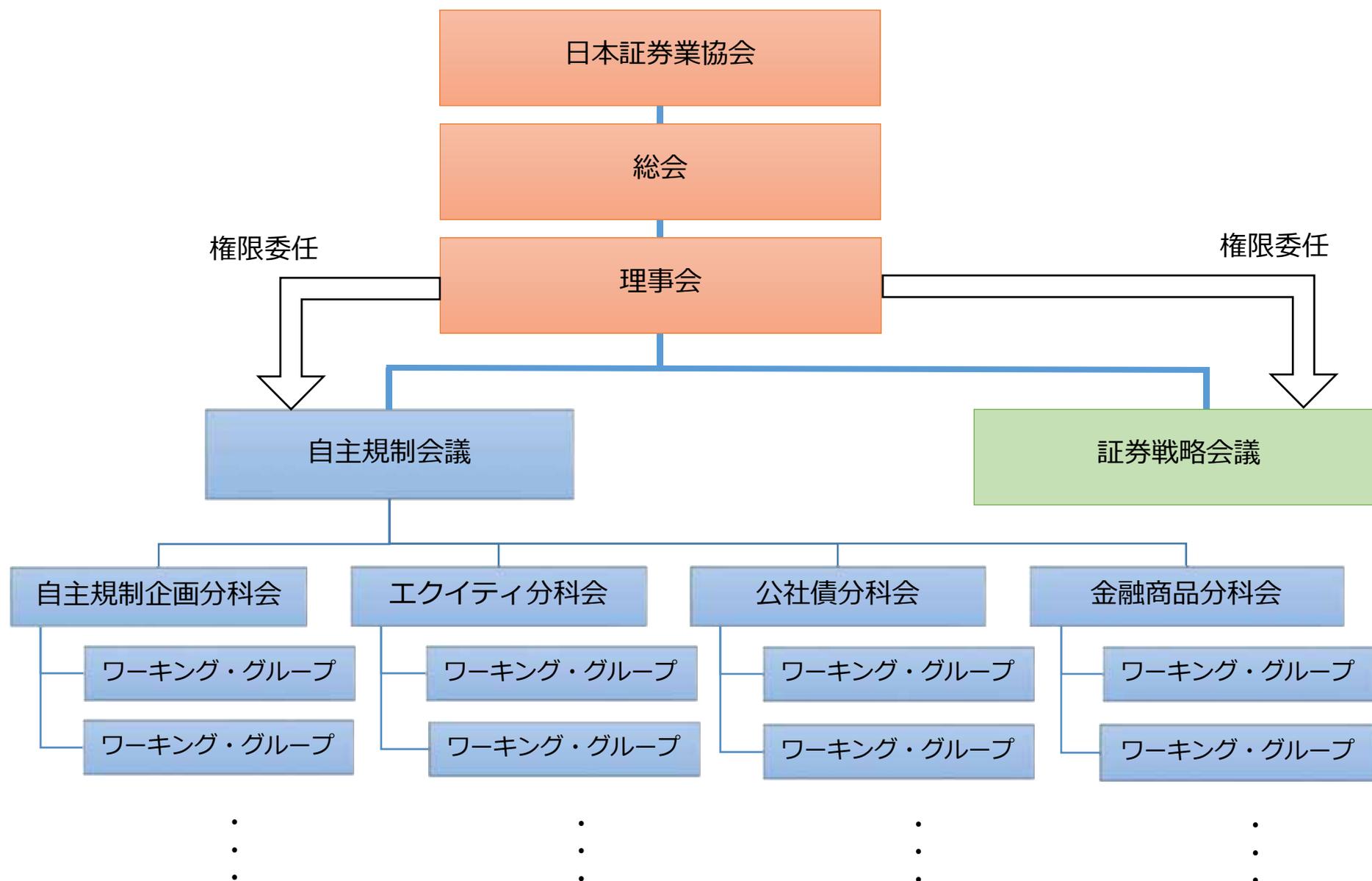
協会員の金融商品仲介業に対する指導・監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、投資者の保護に資すること

#### （主な内容）

- 金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹底
- 金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結
- 金融商品仲介業の投資勧誘・顧客管理の適正化のための措置

# 日本証券業協会の自主規制ルールについて

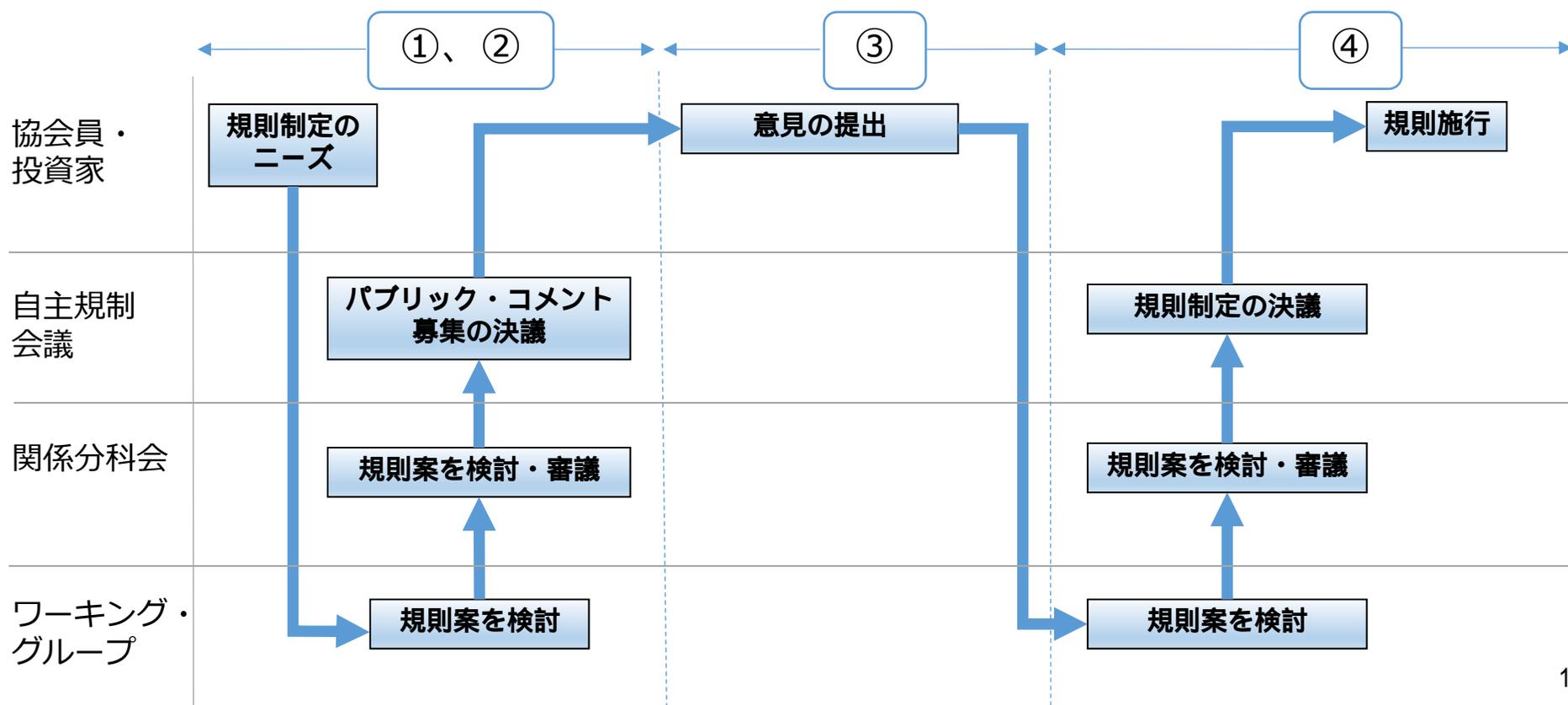
## - 3 自主規制ルールに関する会議体について



# 日本証券業協会の自主規制ルールについて

## - 4 自主規制ルールの制定・改廃プロセスについて

- ① 規則の必要性を把握し、関係分科会等の下部にワーキング・グループ等を設置
- ② ワーキング・グループ等で規則案を検討
- ③ 関係分科会及び自主規制会議で審議のうえパブリック・コメントを募集  
(原則30日間以上)
- ④ パブリック・コメントを踏まえた規則案を関係分科会および自主規制会議で審議の上、決定 (\*規則の制定・改廃は内閣総理大臣への届出が必要)



- ・ 自主規制ルールの効果について
    - 1 研修について
- 

### **自主規制規則に基づく研修（義務研修）**

- ・ 協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修
- ・ 外務員資格更新研修

### **倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等**

- ・ 金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会員の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修

### **協会員の社内研修に対する支援**

- ・ 法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等の派遣・紹介

## ・ 自主規制ルールの効果について

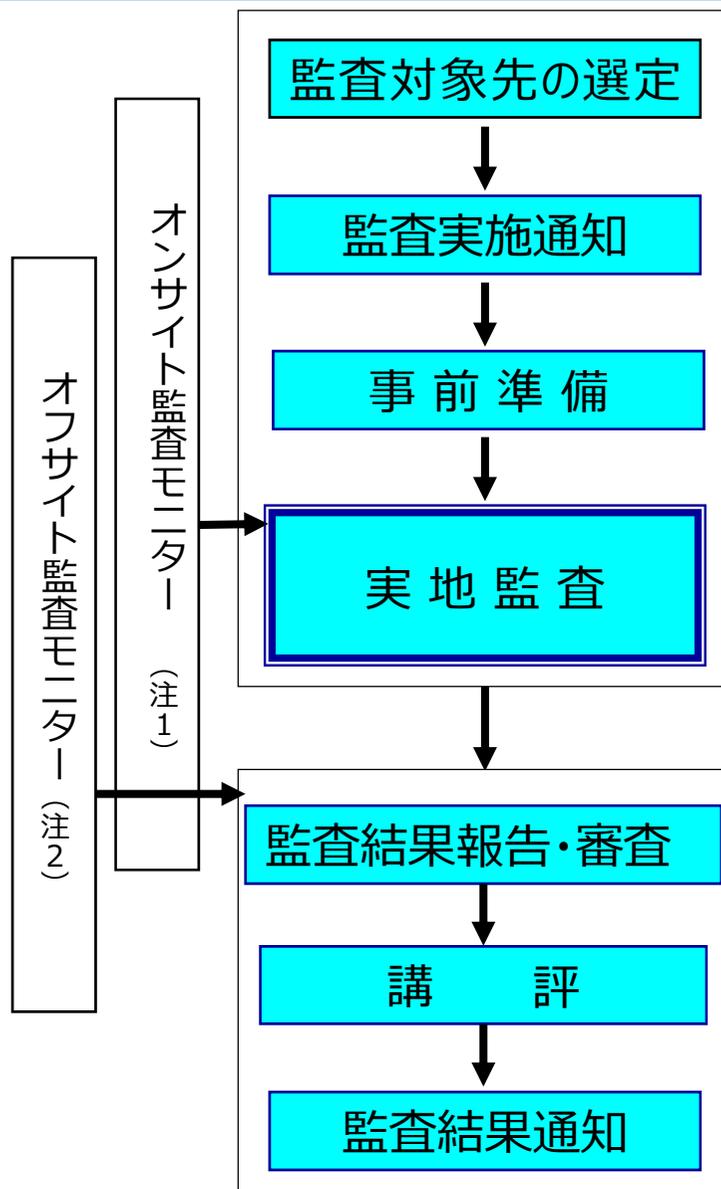
### - 2 監査の概要について

---

- 本協会の監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。
- また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。
- 監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

# 自主規制ルールの効果について

## - 2 監査の概要について



- 監査対象先の選定については、内部規程に基づき行い、併せて監査チームを編成する。金融商品取引所等との合同検査対象会社については、取引所と日程、監査項目・内容及び人員等の調整を行う。予告方式。
- 一般監査は、監査着手日の概ね20営業日前に通知。特別監査、フォローアップ監査及び機動的・継続的監査は、監査着手日まで通知。
- 前回監査・検査の状況、諸報告、モニタリングデータ等の事前分析。
- 監査対象先に対する事前提出資料の作成・提出依頼。

(注1) オンサイト監査モニター

任意に選定した監査対象先に対して、監査担当責任者が指定した者が臨店期間中に訪問し、直接、代表者又は内部管理統括責任者等から意見を受け付ける。

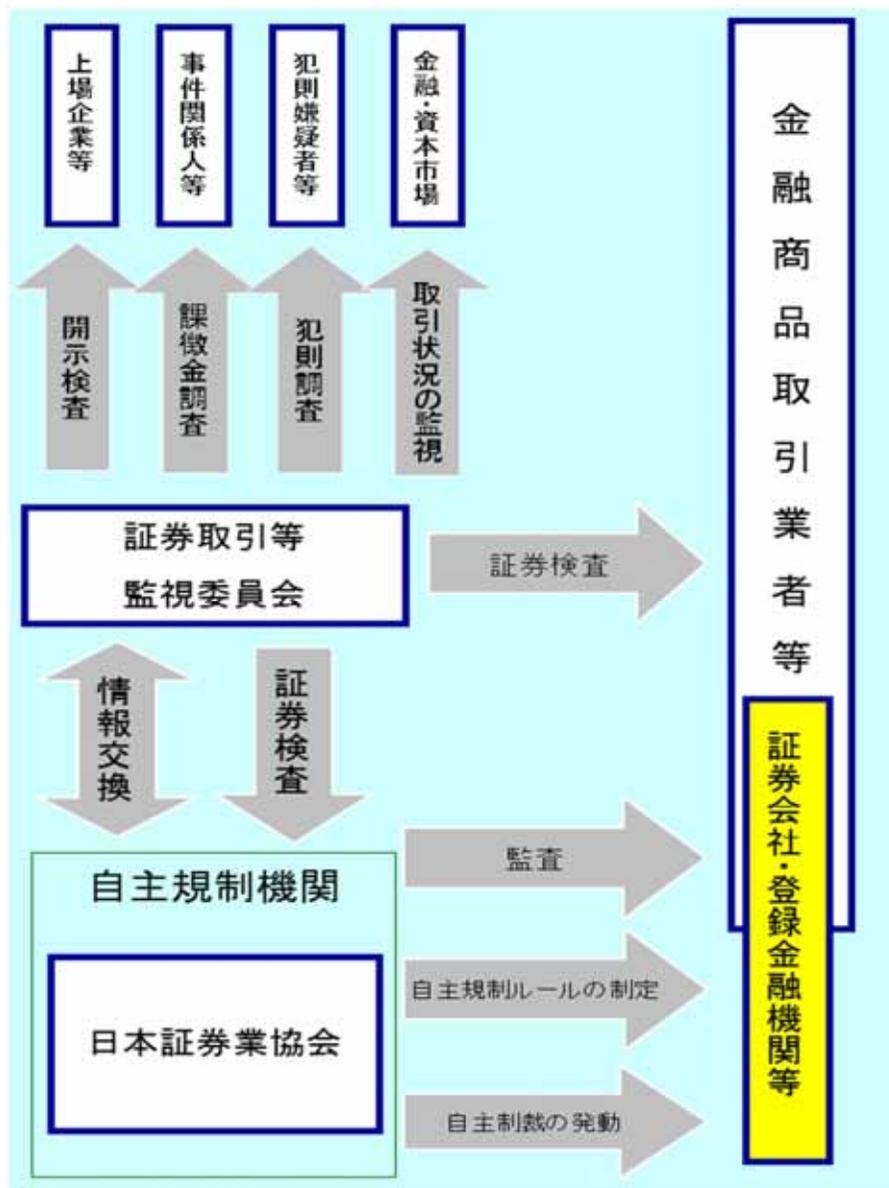
(注2) オフサイト監査モニター

監査を実施した協会員を対象として、内部監査部が書面（電子データを含む）により意見を受け付ける。

- 監査の結果は、監査対象会社の代表者に通知。

# 自主規制ルールの効果について

## - 2 監査の概要について



- 本協会は、本協会に加入している金融商品取引業者に対する監査や自主規制ルールの制定等を行っている。
- 本協会が実施した特定の協会員の監査情報に基づき、証券取引等監視委員会が当該協会員に対して検査を実施すること等、監査業務に関する情報交換を実施しており、行政の検査と本協会の監査との間には連携体制が構築されている。

- ・ 自主規制ルールの効果について
  - 3 協会員に対する監査の実施状況について

➤ **会員に対する監査の実施状況**

実施状況	令和元年度	【参考】30年度
監査実施先数	65社	70社
うち取引所との合同検査	21社	31社
うち協会の単独監査	44社	39社
うち特別監査等	2社	1社

会員に対する監査結果通知状況	令和元年度	【参考】30年度
結果通知先数	64社	68社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(26社)	(26社)

➤ **特別会員に対する監査の実施状況**

実施状況	令和元年度	【参考】30年度
監査実施先数	35機関	40機関

特別会員に対する監査結果通知状況	令和元年度	【参考】30年度
結果通知先数	34機関	41機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(4機関)	(2機関)

# ．自主規制ルールの効果について

## - 4 協会員に対する処分について

---

### 1 ．協会員に対する処分（「定款」第28条）＜公表＞

- 除名
- 会員権の停止又は制限（6か月以内）
- 過怠金の賦課（上限5億円）（注1）
- 譴責

（注1）不当な利益相当額が発生しているときは、当該不当な利益相当額を過怠金の上限額に加算することができる（5億円超もあり得る。）。

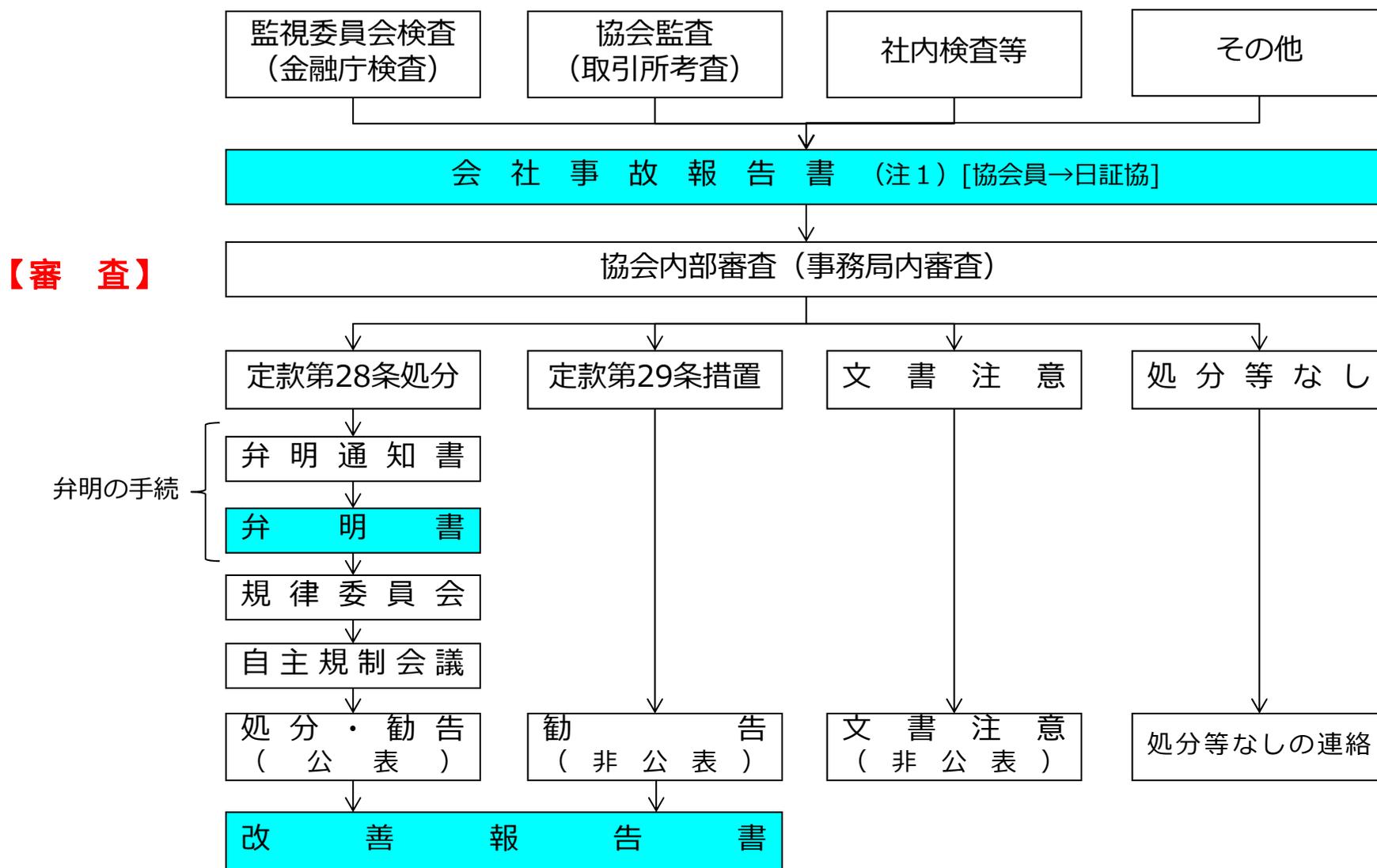
（注2）協会員に対する処分に際しては、除名の場合を除き、併せて勧告を行う。

### 【参考】金融庁による処分

- 登録取消し
- 認可取消し
- 業務停止命令（6か月以内）

# 自主規制ルールの効果について

## - 4 協会員に対する処分について



(注1) 協会員が法令等違反行為の事実を認識した場合、定款の施行に関する規則に基づき作成し、本協会に対し提出する文書をいう。

(注2) 網掛けは、協会員から本協会に対し提出される文書を示している。

・ 自主規制ルールの効果について  
 - 4 協会員に対する処分について

FY	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
除名	1	0	0	0	1	0
会員権の停止 又は制限	0	0	1	0	0	0
過怠金の賦課	2	0	9	9	3	1
譴責	0	1	0	0	0	0
合 計	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>1</u>

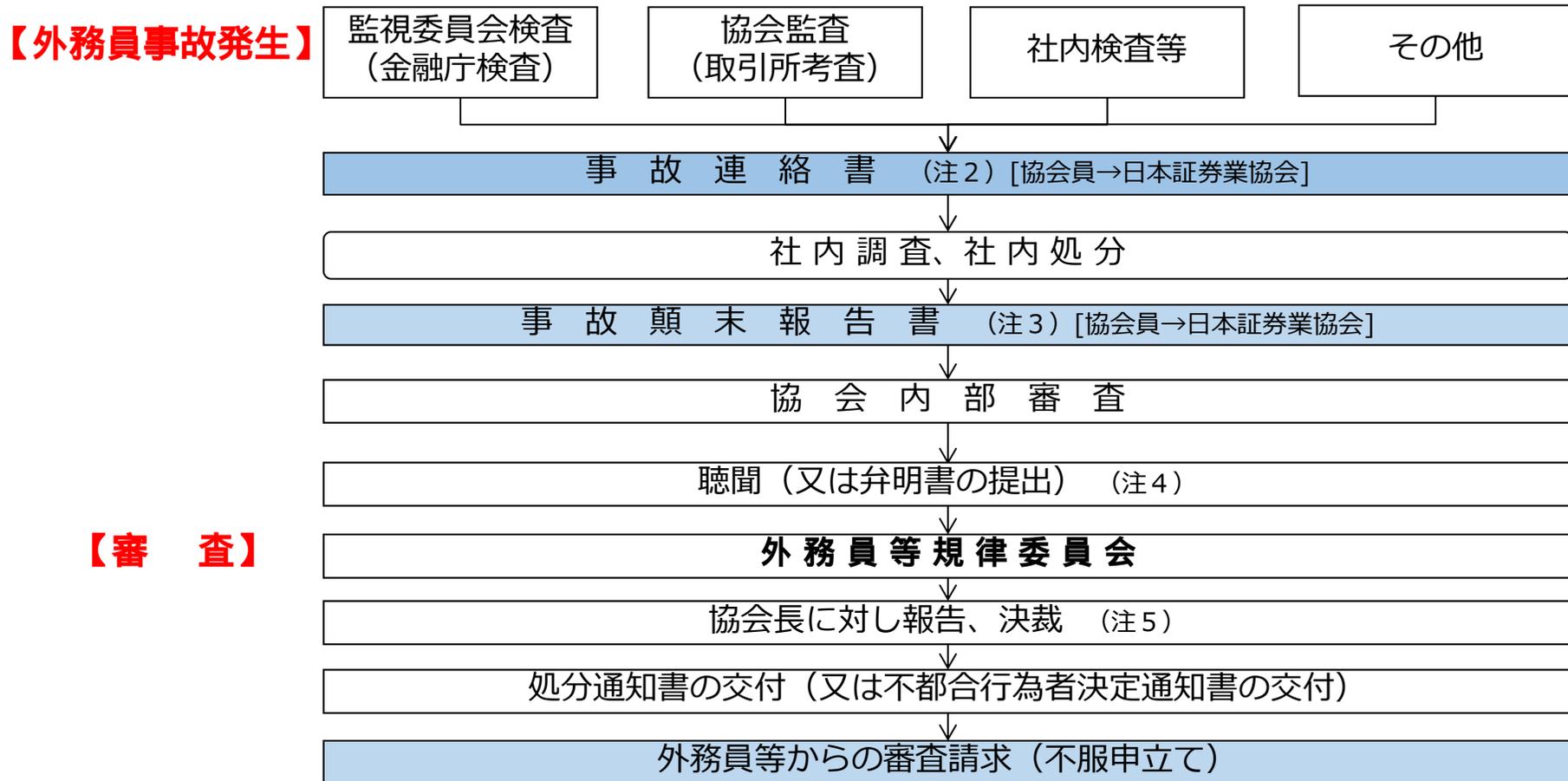
(注) 会員権の停止には過怠金の賦課を併科

・ 自主規制ルールの効果について  
 - 5 協会員等の役職員に対する処分について

	行政処分	自主規制処分
処分の種類	① 外務員登録の取消し ② 職務停止（2年以内）	① 一級不都合行為者の取扱い ② 二級不都合行為者の取扱い ③ 外務員の職務禁止措置（5年以内） ④ 営業責任者の配置禁止措置（5年以内） ⑤ 内部管理責任者の配置禁止措置（5年以内）
根拠規定	金融商品取引法第64条の5 ↓ 金融商品取引法第64条の7 （本協会への委任）	①②：協会員の従業員に関する規則第12条 ③：協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第6条 ④⑤：協会員の内部管理責任者等に関する規則第17条及び第18条

（注）行政処分は外務員に対する処分  
 外務員とは、証券会社や銀行等に所属している役職員のうち、顧客に対して金融商品の販売・勧誘等を行う者をいい、金融商品取引法による登録を受けなければ外務員として業務を行うことができない。

・ 自主規制ルールの効果について  
 - 5 協会員等の役職員に対する処分について



- (注1) 上図は、事故連絡書及び事故顛末報告書の提出があった事案のうち、処分を行う場合のフローを示している。  
 (注2) 事故連絡書は、協会員の役職員につき法令等違反行為があったことが判明した場合に、協会員が本協会に対し提出する文書をいう。  
 (注3) 事故顛末報告書は、協会員の役職員の法令等違反行為の詳細が判明したときに、協会員が当該法令等違反行為の内容に応じた適正な社内処分を行い、本協会に対し提出する文書をいう。  
 (注4) 処分案が「不都合行為者の取扱い」及び「外務員の登録の取消し」の場合には、外務員等規律委員会の後に実施される。  
 (注5) 自主規制会議から協会長に一任されている。

・ 自主規制ルールの効果について  
 - 5 協会員等の役職員に対する処分について

(単位：人)

年度	外務員数	登録取消及び不都合行為者の取扱い	外務員の職務停止処分及び外務員の職務禁止措置	営業責任者及び内部管理責任者の配置禁止措置
2012	424,674	16	93	6
2013	421,423	6	123	13
2014	422,875	26	88	13
2015	426,566	14	99	16
2016	429,294	16	89	6
2017	432,664	21	83	3
2018	426,584	12	27	4
2019	416,162	7	38	1

(注) 外務員数は12月末現在のもの。

## ・トラブル解決に向けた取組みについて

---

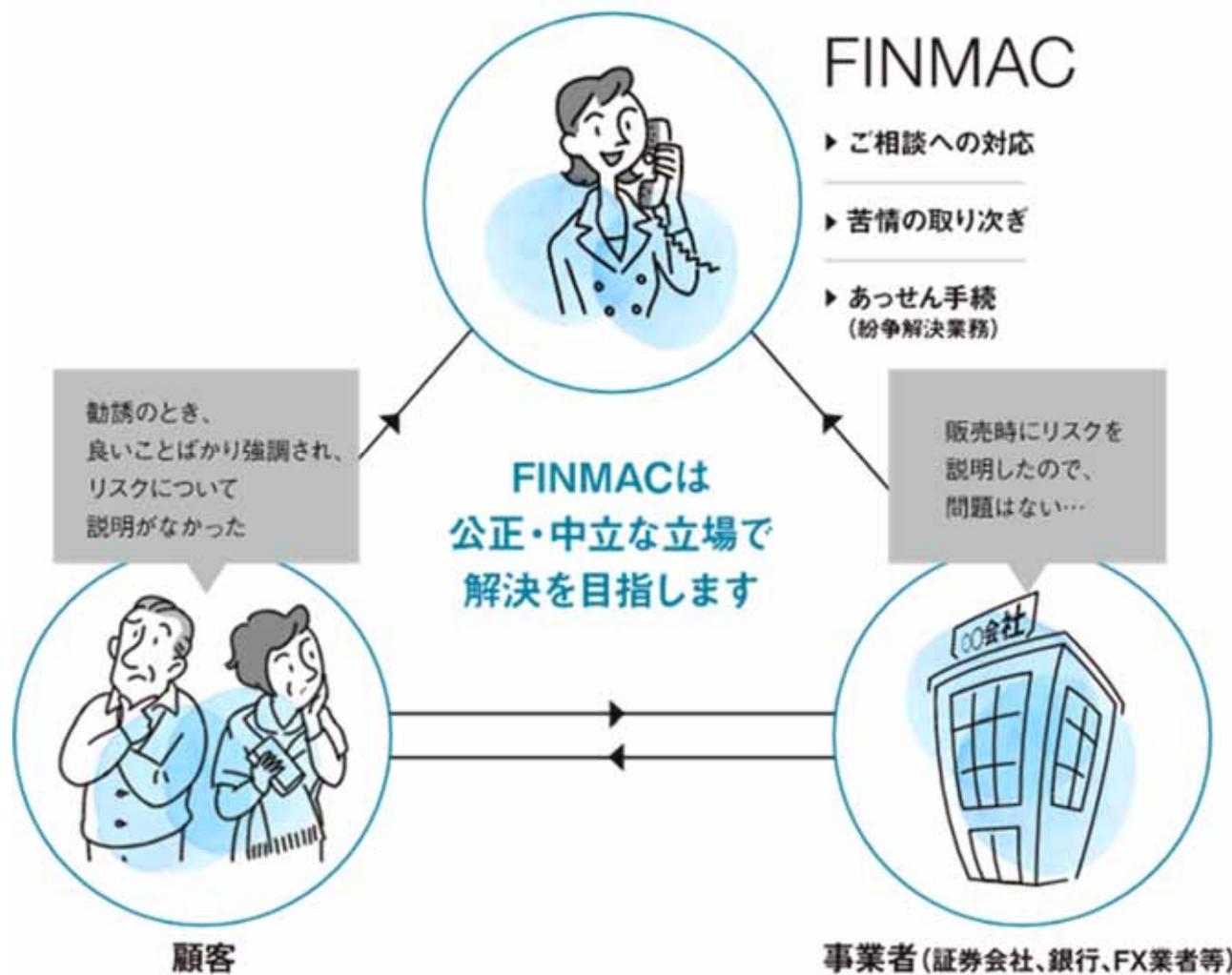
### ➤ 本協会とFINMAC

本協会では、顧客からの協会員の業務に関する相談・苦情に応じているほか、紛争解決の「あっせん」を行っており、これらの業務をNPO法人 証券・金融商品 あっせん相談センター（FINMAC）に委託している。

### 【FINMACとは】

- FINMACとは、本協会など法律に基づく7つの自主規制団体の連携・協力の下に運営されている機関であり、金融庁や法務省から認証を受けている。
- FINMACは、株や投資信託、FXなど金融商品の取引に関するトラブルについて、相談や苦情を受け付け、公正・中立な立場で解決を図る機関であり、相談・苦情処理で利用者の納得が得られない場合の制度として、弁護士による紛争解決のためのあっせん制度も運営している。

## ・トラブル解決に向けた取組みについて



FINMACのHP (<https://www.finmac.or.jp/what/>) より引用。

## ・トラブル解決に向けた取組みについて

### ➤ 金融ADRの仕組み

金融ADRとは、①金融機関と利用者のトラブル（紛争）を、②業界ごとに設立された金融ADR機関において、③中立・公正な専門家（弁護士などの紛争解決委員）が和解案を提示するなどして、④裁判以外の方法で解決を図る制度。

裁判に比べてみた場合、非公開の手続きで、金融分野に造詣の深い専門家が関与して、トラブル（紛争）の簡便かつ迅速な解決を目指している点に特徴がある。

※FINMACは、金融庁長官から、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関として指定

※また、FINMACは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を取得

### ➤ あっせん・苦情・相談の件数

(単位：件)

年度	2018年	2019年
あっせん新規申立件数	692 (632)	379 (255)
苦情受付件数	1,509 (757)	930 (205)
相談対応件数	2,755 (28)	2,995 (10)

※( )内は、VIX イバー-スETNに関するもの

## . 消費者に向けた取組みについて

---

- 投資者向けの注意喚起（インベスターアラート）  
[https://www.jsda.or.jp/anshin/inv\\_alerts/index.html](https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/index.html)
- 投資詐欺による被害の防止を図るための広報活動  
[https://www.jsda.or.jp/anshin/inv\\_alerts/toushisagi/index.html](https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/toushisagi/index.html)
- 国民の資産形成支援のための消費者志向宣言の策定  
<https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/shouhishashikoujishusengen/index.html>
- 自主規制の存在意義・業務に関する能動的・効果的な情報発信を行うため、自主規制に関する手引書として、『自主規制ウェブハンドブック』を作成・公表  
<https://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/web-handbook/index.html>
- その他、各種自主規制に関する会議体の資料や議事概要のHPでの公表  
<https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/index.html>

## ・ プリンシプルベースの視点での自主規制の見直し

---

- 本協会は、60を超える自主規制規則を制定しているほか、これらの規則を補完する多くのガイドラインやQ&A、更にこれらに関連する参考様式（交付書面、契約書、約款、約諾書等）や社内規程モデル等を策定している。
- 自主規制規則は、その時折の環境下において必要なものとして、所定の手続を経て制定されたものであり、また、ガイドライン等は、協会員が法令や規則を適切に運用できるよう、できる限り詳細かつ具体的に考え方を示してきたもの。
- しかしながら、法令や規則の趣旨が浸透し、協会員が自らの業容や規模等に即して柔軟な運用を行いたいと考えた場合に、自主規制規則等が一定の制約となっているおそれ。



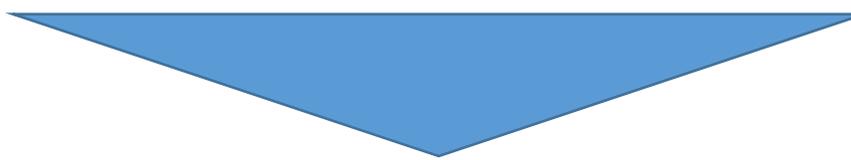
プリンシプルベースの視点により、  
見直しを行う必要のある自主規制規則等の検討

## ．プリンシプルベースの視点での自主規制の見直し

---

以下の観点から、自主規制規則等の見直しの検討を実施している。

- ① 法令・規則の趣旨について一定の定着が見られた後、協会員のさらなる創意工夫の妨げとなっているものはないか。
- ② 顧客本位の業務運営などプリンシプルベースの対応を進めていく中、必要以上に外形的・画一的となっているものはないか。
- ③ 低リスク化した分野に対して、依然として一律かつ冗長な事務や顧客対応を求めているものはないか。



検討の結果、投資信託の乗換え規制、広告規制、  
高齢顧客規制等についての見直しを決定



## 証券業界は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、“誰一人取り残さない”世界の実現に向けて、国連が定めた17の目標と169のターゲットからなる国際目標です。